

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第1条（目的）第1項関係

第1条に規定する「外国投資証券」は、特定の国又は地域に対する証券投資を目的に発行されるものに限るものとする。

2 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第1項関係

第1項において、上場申請日が外国投資証券の発行決議以後払込期日以前である場合には、上場希望日現在の外国投資証券の銘柄及び数等を記載した外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合には、外国投資証券の発行について、その発行決議を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類を提出するものとする。

3 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第2項関係

(1) 第3号に規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」は、次のa及びbに定めるところにより作成した書類及び本所が上場審査のため必要と認める書類から成るものとする。

a 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第10条第1項第4号に規定する「第4号の4様式」に準じて記載するものとする。

b 「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

- (2) 第6号に規定する「本国」については、有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）3(2)（ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(2)中「第7号b」とあるのは「第6号」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と読み替えるものとする。
- (3) 第6号に規定する「組織された店頭市場」については、取扱要領3(3)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(3)中「第7号b」とあるのは「第6号」と読み替えるものとする。
- (4) 第6号に規定する「書面」については、取扱要領3(4)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(4)中「第7号b」とあるのは「第6号」と、「2年間」とあるのは「6か月間」と読み替えるものとする。
- (5) 第7号に規定する「書面」については、取扱要領3(5)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(5)中「第7号c」とあるのは「第7号」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「定款等」とあるのは「規約等」と読み替えるものとする。
- (6) 第10号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a 本所所定の「投資主数状況表」
この場合における投資主とは、実質的に投資口を所有している者をいう（以下外国投資法人の投資主の取扱いについて同じ。）。
- b 第10条の3第6項により準用する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条に規定する外国投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受諾する旨の内諾を得ていることを証する書面

4 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第3項関係

- (1) 第3項本文における公認会計士又は監査法人の監査又は中間監査については、取扱要領7(1)の規定を準用する。この場合において、取扱要領7(1)中「第7項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとする。
- (2) 第3項本文に規定する「監査報告書又は中間監査報告書」については、取扱要領7(2)の規定を準用する。この場合において、取扱要領7(2)中「第7項」とあるのは「第3項」と、「財務諸表等」とあるのは「財務書類」と、「中間財務諸表等」とあるのは「中間財務書類」と読み替えるものとする。
- (3) 第3項ただし書に規定する「本所が定める外国投資法人」については、取扱要領7(3)の規定を準用する。この場合において、同要領7(3)中「第7項」とあるのは「第3項」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と読み替えるものとする。
- (4) 第3項第1号の規定により本所が指定するものとは、次に掲げるものとする。
- a 「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する次の各事業年度に関する財務書類
- (a) 上場申請日前に終了した2年間の各事業年度の財務書類（2年間に係る財務書類が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。
- (b) 前(a)の規定にかかわらず、外国投資証券の新規上場申請者が外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上を経過していない外国投資法人である場合には、次の財務書類とする。
- イ 2か年以上経過していないときは、最近1年間に終了する

各事業年度の財務書類

- 1か年以上経過していないときは、上場申請日前に終了した事業年度の財務書類又は1年を1事業年度とする場合で中間会計期間を経過しているときは、当該中間財務書類。ただし、事業年度又は中間会計期間を経過していない場合は、本所が定める財務書類
- b 第2条第4項第2号bの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務書類

5 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第4項関係

- (1) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第1号に規定する役員会又は投資主総会の決議に係る事項が第10条の3に規定する事項である場合には、外国投資証券の新規上場申請者は、同号に規定する決議通知書に、上場外国投資法人が12(2)の規定に基づき本所に提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。
- (2) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、第10条第1項第2号、第3号（外国投資証券の新規上場申請者が決定した場合を除く。）及び第5号に規定する場合をいうものとする。
- (3) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第8項については、取扱要領8の規定を準用する。この場合において、取扱要領8(3)中「上場申請のための有価証券報告書（の部）」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」と、「新規上場申請者」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「財務諸表等」とあるのは「財務書類」と、取扱要領8(4)中「前7(2)」とあるのは「前4(2)」と、「財務諸表等」とあるのは「財務書類等」

と読み替えるものとする。

(4) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第12項前段に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 規約又はこれに相当する書類
- b 外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書

(5) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第12項後段に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 前(6)に規定する書類
- b 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第2号、第3号、第5号(g及びgの2を除く。)及び第7号に規定する書類
- c 第2条第4項第2号に規定する書類
- d (1)及び(2)の規定により提出される書類(第10条及び第10条の2の規定により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。)

(6) 第4項第2号aに規定する「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」は、次のa及びbに定めるところによるものとする。

- a 特定有価証券開示府令第28条第1項第4号に規定する「第11号様式」に準じて作成するものとする。
- b 「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第63条第4項に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(7) 第4項第2号aに規定する「新規上場申請者」が外国投資法人(継続開示義務のある外国投資法人を除く。)である場合には、(1)に定める「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載する財務

書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

- (8) 第4項第2号aに規定する「本所が定める場合」とは、新規上場申請者が、「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に上場申請日の属する事業年度及び連結会計年度に係る中間財務書類(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務書類(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))を記載している場合をいう。
- (9) 第4項第2号bに規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」は、特定有価証券開示府令第10条第4号に規定する「第4号の4様式」に準じて作成するものとする。
- (10) 第4項第2号bに規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時投資主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

6 第3条(外国投資証券の申請の不受理)関係

外国投資証券の新規上場申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として上場申請を受け付けないものとする。

- (1) 投資主の請求により投資口の払戻しを行う場合
- (2) 当該上場申請に係る外国投資証券が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていないとき又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されることが認められないとき。
- (3) 外国投資法人の財務運用等に関する条件が、投資者保護上本所が

適當と認める条件に適合していないとき。

7 第5条（外国投資証券の上場審査料）関係

- (1) 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。
- (2) 外国投資証券の上場審査料の納入は本邦通貨によるものとする
(この取扱いは「外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い」の上場手数料及び年賦課金の納入において同じ。)。

8 第6条（外国投資証券の上場審査）関係

- (1) 第6条に掲げる事項の審査は、外国投資証券の新規上場申請者の経営形態及び実務慣行等を勘案して、外国投資証券の新規上場申請書類（外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第2条の規定に基づき外国投資証券の新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

- (a) 外国投資証券の新規上場申請書類のうち投資内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、本国等の法制度、外国投資証券の新規上場申請者の財政状態及び経営成績、役員・大口投資主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。
- (b) 外国投資証券の新規上場申請者の会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること。
- (c) 外国投資証券の新規上場申請者が、経営に重大な影響を与える事実等の法人情報を管理し、当該法人情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。

b 第2号関係

- (a) 投資主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。
- (b) 外国投資証券の新規上場申請者が、最近の運用実績の水準を維持することができる見込みのこと。
- (c) 外国投資証券の新規上場申請者が財産の運用を委託している運用会社にあっては、原則として、運用会社として設立された後、当該外国投資証券の新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過しており、かつ、投資運用の実績を有していること。この場合において、設立後3か年以上を経過していない場合であっても、当該運用会社の親会社がその状況にあれば適合しているものとする。
- (d) 外国投資証券の新規上場申請者が事務管理を委託している管理会社にあっては、原則として、管理会社として設立された後、当該外国投資証券の新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過しており、かつ、外国投資法人等に係る事務委託の実績を有していること。この場合において、設立後3か年以上を経過していない場合であっても、当該管理会社の親会社がその状況にあれば適合しているものとする。
- (e) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

9 第7条（外国投資証券の上場審査基準）関係

(1) 上場投資口数

上場申請に係る投資口数は、原則として払込済投資口数と同数であることを要するものとする。ただし、本国等の上場制度等において当該上場申請に係る投資口の一部に上場が認められていない投資口がある場合には、当該上場が認められていない投資口を除く払込済投資口数を上場申請に係る投資口数とすることができるものとする。

(2) 流通の状況

第2号に規定する上場申請に係る外国投資証券の「流通の状況が円滑である」かどうかの認定については、株券上場審査基準の取扱い3(3)aの規定を準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い3(3)a中「株券」とあるのは「外国投資証券」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株式数」とあるのは「投資口数」と読み替えるものとする。

(3) 本邦内投資主数

a 第3号に規定する「本邦内投資主」とは、上場申請に係る外国投資証券の本所における売買単位以上の投資口を所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場申請に係る外国投資証券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみに上場申請がおこなわれているときは、外国に住所又は居所を有するものを含む。)で、新規上場申請者の特別利害関係者及び上場申請に係る投資口総数の100分の1以上を所有する投資主以外の投資主をいうものとする。

b 外国投資証券の新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う上場申請に係る外国投資証券の公募又は売出しの取扱いについては、次のとおりとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 外国投資証券の新規上場申請者及び当該公募又は売出しに關し元引受契約を締結する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所の現物取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手續並びに最近の基準日等における投資主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後

の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の現物取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この取扱いにおいて同じ。）。

□ 本所が外国投資証券の新規上場申請者の投資口の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、外国投資証券の新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を外国投資証券の新規上場申請者に通知するものとする。

二 前ハに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

(b) 上場申請に係る外国投資証券の公募又は売出しについて

本所の現物取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の現物取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、外国投資証券の新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元

引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者等との間において，当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。

この場合において，外国投資証券の新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは，当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者等が引き受け又は取り扱う投資主等の状況について，(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

(4) 純資産の額

- a 第4号に規定する「上場申請日現在の純資産の額」とは，株券上場審査基準の取扱い3(4)aに規定する「純資産の額」に相当する額をいうものとする。この場合において，株券上場審査基準の取扱い3(4)a中「第3号」とあるのは「第4号」と，「新規上場申請者」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と，「自己株式」とあるのは「自己投資口」と読み替えるものとする。
- b 前aに規定する「上場申請日現在の純資産の額」を算定する場合の財務書類は，次のとおりとする。
 - (a) 上場申請日現在において1事業年度又は1中間会計期間を終了している場合には，上場申請日の直前の事業年度又は中間会計期間に係る財務書類
 - (b) 前(a)に規定する財務書類を提出できない場合には，本所が指示する書類
- c 第4号に規定する「上場申請日現在の純資産の額」の本邦通貨への換算は，上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。

(5) 利益の額

- a 第5号に規定する「利益の額」とは、外国投資証券の新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数投資主持分を控除した額並びに有価証券売買損益項目及び有価証券評価損益項目が含まれていない場合には、当該項目に該当する額を加減した額をいう。以下このaにおいて同じ。）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目、異常損益項目又はこれらに相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額をいうものとし、外国投資証券の新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- b 第5号に規定する「剰余金」とは、前(4)bに基づいて算定される純資産の額から財務書類上の資本金に相当する額並びに資本準備金に相当する額及び利益準備金に相当する額を減じて得た額をいうものとする。
- c aに規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(6)d及びeの規定を準用する。

(6) 利益の分配

第6号に規定する「継続して行う見込みのあること」とは、外国投資法人の規約又はこれに相当する書類の利益の分配方針において、投資主に対して利益の分配を行うことを明記しているものをいうものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

第7号に規定する有価証券報告書等の虚偽記載については、株券上場審査基準の取扱い2(8)a（発行登録に係る部分を除く。）及びb

の規定を準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い

2(8)中「第8号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

(8) 第8号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

9の2 第7条の2（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

- (1) 第2号に規定する書面には、外国投資証券の新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成について外国投資証券の新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

10 第8条（追加発行された外国投資証券の上場等）関係

- (1) 上場外国投資法人の追加発行する外国投資証券については、当該外国投資証券が払込済投資口であって、かつ、上場外国投資証券と権利関係が同一である場合又は同一となったときに上場外国投資証券に追加して上場するものとする。
- (2) 上場外国投資法人の分配再投資等により追加発行される外国投資証券で発行の都度上場申請を行うことが困難な外国投資証券の発行が行われる場合は、発行投資口数を確認する前においても、上場するものとする。

11 第10条（上場外国投資法人が行う適時開示等）関係

- (1) 第1項第1号aに規定する「本所が定める基準」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれることをいうものとする。ただし、上場外国投資法人が追加発行される投資口の引受権を投資主に割り当てる場合を除く。
- (2) 第2項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示

等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで及び第4条から第4条の3まで並びに同取扱い1の2(1)に定めるところに準じることをいうものとする。

12 第10条の3（書類の提出等）関係

- (1) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（役員会で決議したこと（代表役員の専決事項である場合には、代表役員が所要の手続に従い決定したこと）をいう。以下次の(2)までにおいて同じ。）を行った後、直ちに役員会決議通知書（代表役員の専決事項である場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。ただし、第10条第1項第1号aに掲げる事項について決議又は決定を行った場合については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。
- (2) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。
- a 第10条第1項第1号cに掲げる事項
投資口の分割又は併合日程表 確定後直ちに
 - b 第10条第1項第1号eに掲げる事項
 - (a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに
この場合において、上場外国投資法人は、合併契約書の写しを本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
 - (b) 合併日程表 確定後直ちに
 - c 第2号に掲げる事項
投資口の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書 確定後直ちに

d 第3号に掲げる事項

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則の取扱い」という。）5(3)mに掲げる書類。この場合において、同取扱い5(3)m中「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と読み替える。

e 第4号に掲げる事項

適時開示等規則の取扱い5(3)nに掲げる書類。この場合において、同取扱い5(3)n中「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と読み替える。

(3) 第2項に規定する場合には、第10条第1項第2号dに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし、当該場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。

(4) 第3項に規定する「本所が定める期日」とは、原則として毎週1回とする。

(5) 第4項に規定する書面には、上場外国投資法人の代表者による署名を要するものとする。

(6) 第4項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場外国投資法人の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(7) 第5項に規定する「本所が必要と認める書類」とは、5(7)に規定する書類をいうものとする。

(8) 第6項の規定において準用する適時開示等規則第6条、第7条、第9条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第18条及び第20条については、適時開示等規則の取扱い6、7、10、13、14、17及び18の規定を準用する。この場合において、同取扱い6及び17中「株主」とあるのは「投資主」と、6、7、10及び17中「剰余金配当」とあるのは「利益の分配」と、6、7、10、13、14、17及び18中「上

場外国会社」又は「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と、7及び10中「株式」とあるのは「投資口」と、7中「上場株式」とあるのは「上場投資口」と、10及び17中「株式」又は「新株」とあるのは「追加発行投資口」と、「自己株式」とあるのは「自己投資口」と、17中「株式事務」とあるのは「投資口事務」と、それぞれ読み替える。

13 第11条（外国投資証券の上場廃止基準等）第1項関係

(1) 第3号から第11号まで(第9号及び第10号を除く。)の適用に当たっては、外国における法人制度等を勘案するものとする。

(2) 流通の状況

第2号に規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、株券上場廃止基準の取扱い2(4)aの規定を準用する。この場合において、同取扱い2(4)a中「第3号a」とあるのは「第2号」と読み替えるものとする。

(3) 破産手続

a 第3号に規定する「上場外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合」とは、上場外国投資法人が、法律に規定する破産手続の原因があることにより、破産手続を必要と判断した場合をいう。

b 第3号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場外国投資法人が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより投資運用活動の継続について困難である旨又は断念する旨を役員会等において決議又は決定した場合であって、解散について投資主総会に付議することを決議した場合を含むものとする。この場合において、当該上場外国投資法人から解散に関する役員会決議についての書面による報告を受けた日に同号に該当するものとして取り扱う。

(4) 投資運用活動の停止

第4号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場外国投資法人が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次のaからcまでに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。

- a 上場外国投資法人が、合併により解散する場合のうち、他の上場外国投資法人に吸収合併される場合は、吸収合併がその効力を生ずる日
- b 上場外国投資法人が前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場外国投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日
- c 上場外国投資法人がa及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前(3)bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場外国投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(5) 不適当な合併

第5号に規定する「その状態が著しく悪化」するとは、上場外国投資法人の投資運用成績、財政状態等が、合併を行う前に比べ著しく悪化することをいうものとする。

(6) 虚偽記載又は不適正意見等

第7号aに規定する有価証券報告書等の「虚偽記載」については、株券上場審査基準の取扱い2(8)a(発行登録に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(7) 第8号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第8号」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第10条」と読み替えるものとする。

(8) 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場外国投資法人から譲渡制限に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第11号に該当するものとして取り扱う。

14 第11条（外国投資証券の上場廃止基準等）第3項関係

第11条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(3)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 第11条第1項第12号のうち、上場外国投資法人が外国投資証券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

(2) 第11条第1項第12号に該当することとなった銘柄(前(1)に該当する場合を除く。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(3) (1)及び前(2)に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

15 第13条（日本語による書類等の提出）関係

(1) 本所に提出する書類が日本語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。ただし、次に掲げる書類については、訳文を付することを要しない。

a 規約又はこれに相当する書類のうち、「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）」第67条第1項各号に掲げる事項に相当する事項以外の部分

b 第2条第2項第8号に規定する書類

c 第2条第4項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項(第4号, 第5号g及び第6号を除く。)に規定する書類のうち外国の行政庁に提出したものの写し

(2)前(1)に規定する訳文のうち, 本所が必要と認めるものについては, その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。

(3) 第2項に規定する「本所が指定する外国為替相場」は, 原則として, 提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

付 則

この取扱いは, 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

1 この取扱いは, 平成15年1月1日から施行する。

2 改正後の14(2)の規定にかかわらず, この取扱い施行の日の前日までに現に改正前の14(2)の規定の適用を受ける銘柄については, なお従前の例による。

付 則

この取扱いは, 平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは, 平成16年8月2日から施行する。

付 則

この取扱いは, 平成17年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，本所が指定する外国投資証券の3及び9の規定の適用については，なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず，本所が指定する銘柄の12(8)の規定の適用については，本所が銘柄ごとに定める日までは，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。